

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み方

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

●本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

全国銀行協会（全国銀行協会のサイトへリンクします）

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

日本商工会議所（日本商工会議所のサイトへリンクします）

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、その一体性の解消が明確であるか、また、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を対話等により慎重に分析したうえで、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に照らし、経営者保証を求めない可能性や代替的な融資手法を活用する可能性について検討し提案します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額とはせず、保証人の資産および収入の状況、融資額、債務者の信用状況等を総合的に勘案し設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、上記1の事項に照らし合わせ再検討し、その検討結果について債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的に説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について、保証契約の解除も含め改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証履行時の保証人の資産状況、履行能力、経営者責任等を勘案したうえで、保証人の手元に残す財産の範囲および履行請求金額について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ決定いたします。